# 地方分権の推進に関する提言

## 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事 井戸 敏三 兵庫県議会議長 松本 隆弘 兵庫県市長会会長 藤原 保幸 兵庫県市議会議長会会長 福本 巧 兵庫県町村会会長 庵逧 典章 兵庫県町議会議長会会長 清水 俊博

我が国は本格的な人口減少や少子高齢化、東京一極集中という課題に直面している。また、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化、局地化しており、今夏には、大阪北部地震をはじめ、平成30年7月豪雨、台風第21号等が発生し、各地に大きな被害をもたらした。これらの課題を乗り越え、人口減少が進む中でも活力が持続し、発展する地域を自ら創る「地域創生」を軌道に乗せていかなければならない。しかし、地域の現状や課題は多種多様であり、従来のような画一的、一律的な取組では対応できない。それだけに、行政システムを中央集権型から、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める地方分権型に転換することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、喫緊の課題である地域創生を成し遂げるとともに地方分権を 一層推進し、地域から日本の明るい未来を切り拓くため、以下の項目について提言する。

## I 消費税率引上げに伴う景気対策等の推進

- 1 消費税率引上げに伴う景気対策等の実施
- 2 消費税率引上げに伴う中小企業者への配慮
- 3 軽減税率導入に当たっての適切な準備

#### Ⅱ 防災・減災対策の推進

- 1 住民の安全安心を確保するための緊急対策への支援
- 2 防災庁の創設
- 3 自然災害への総合的な対策

#### Ⅲ 地域創生の総合的推進

- 1 国土の双眼構造の構築
- 2 人と企業等の地方移転の促進
- 3 どこでも安心して暮らせる生活環境の構築
- 4 交通インフラ等の整備
- 5 交流人口の増加に向けた施策の実施
- 6 地方創生推進対策の充実
- 7 地域活性化に向けた規制改革の推進

#### Ⅳ 地方分権改革を推進する仕組みの構築

- 1 中央集権制限法の制定
- 2 国と地方の協議の場の機能強化
- 3 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応
- 4 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討

#### Ⅴ 地方税財政の充実・強化

- 1 地方財政計画の充実
- 2 地方交付税の機能の充実
- 3 地方税制の抜本的改革の実施
- 4 ふるさと納税における適切な制度設計

## I 消費税率引上げに伴う景気対策等の推進

#### 1 消費税率引上げに伴う景気対策等の実施

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

#### (1) 地域経済の活性化につながる実効性のある経済対策の推進

・2019年10月の消費税及び地方消費税の税率引上げ(8%→10%)により、景気を腰折れさせることがないよう、個人消費の喚起や中小企業の競争力強化、観光産業の振興、農林水産業の基幹産業化など実効性のある総合的な経済対策を講じること。

## (2) 喫緊の課題に対応するための社会資本整備の前倒し

新・頻発する大規模災害への対応や高速道路網のミッシングリンクの解消など、喫緊の課題に対応するため、南海トラフ地震等に備える地震・津波対策や基幹的な交通インフラ整備など整備効果の高い社会資本整備を前倒し実施することとし、前倒しに必要となる事業費を加算し別枠措置すること。

## (3) 社会保障、教育費負担軽減に必要な財源の確保

新・幼児教育・保育の無償化や待機児童対策等、社会保障を全世代型のものとする新たな 政策パッケージの実施に当たっては、社会保障の現場は地方が担っていることを踏まえ、 地方の意見を十分反映すること。また、必要な財源は全て国で確保すること。

## (4) 幼児教育無償化の確実な実現

- 新・消費税率引上げとあわせて、2019 年 10 月から開始される幼児教育の無償化実施にあたっては、無償化費用だけでなく、新たに発生する事務に伴う人件費やシステム改修費等を含め、恒久的に全額国庫で措置すること。
- 新・制度設計に当たっては、事業者、県・市町、関係者等の意見を十分踏まえるとともに、 地方公共団体や事業運営者が円滑に導入できるよう早期に詳細を示すこと。

#### (5) 高等教育無償化の確実な実現

- ・国公私立大学等の無償化及び必要な生活費等を支援する給付型奨学金について、全額 国庫で確実に実施すること。特に公立大学・高専・専門学校の授業料及び入学金減免に ついては、今回の高等教育の無償化が新たな国制度であることを踏まえ、事務負担も含 め、国庫による財源措置が確実になされる仕組みとすること。
- 新・私立専門学校に係る交付等の事務を県が担う場合には、円滑に手続きができるよう 国の責任において明確な指針を策定するとともに、事務の実施に必要な財源は全額国庫 とすること。

#### 2 消費税率引上げに伴う中小事業者への配慮【内閣官房、内閣府、経済産業省】

新・国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の対策を 引き続き実施すること。

#### 3 軽減税率導入に当たっての適切な準備【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

・消費税率引上げまでの間に、軽減税率の導入に必要な代替税財源を確保すること。 あわせて、インボイス制度を含めた軽減税率制度の概要の十分な周知や指導、軽減税 率に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入に向けて万全の準備を 行うこと。

## Ⅱ 防災・減災対策の推進

## 1 住民の安全安心を確保するための緊急対策への支援

## (1) ブロック塀等の撤去・改修への支援【内閣府、国土交通省】

- 新・通行者の安全確保の観点から実施する緊急的な危険ブロック塀の撤去・改修について、技術的・財政支援を行うとともに、大阪北部地震発生直後、緊急的に撤去等を行った民間施設の所有者等に対し、地方自治体が経費を補助する場合は、国も遡及して国費を充当すること。
- 新・学校施設環境改善交付金については、公立小中学校等が実施するブロック塀の撤去・ 改修は対象となっているものの、高等学校は対象外となっているため、公立高等学校へ の補助制度を創設すること。

## (2) 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実【内閣府、国土交通省】

- 新・通勤通学途上や買物中の被災による帰宅困難者の受入先となる一時滞在施設の確保に 向けた支援を行うこと。
- 新・受け入れた帰宅困難者等のための食料等の備蓄に対し、財政措置を講じること。
- 新・地震発生時の鉄道運行再開等に関する迅速な情報発信のあり方について、国において も検討すること。

#### (3) 住民の早期避難につながる避難方策の構築【内閣府、総務省】

- 新・特別警報等の気象情報と避難情報の関係や住民のとるべき行動・時期を明確にし、早期 避難の必要性を含め、住民への一層の周知を図ること。あわせて、「避難勧告等に関す るガイドライン」を見直すこと。
- 新・気象情報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、 マスメディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備する こと。
- 新・想定最大規模の降雨や台風による洪水、高潮からの大規模な広域避難について、市町 が実効性のある広域避難計画を策定できるよう早急にガイドラインを作成すること。

#### (4) 災害救助法の救助範囲の拡大【内閣府】

新・家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、災害救助法で「救助」として規定されている被災住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

## (5) 被災者生活再建支援法の見直し【内閣府】

- 新・現行制度は、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で 100 世帯又は市町村で 10 世帯以上発生したことなどが適用要件となっていることから、同一の災害により被害を受けたすべての地域が支援対象となるよう見直すこと。
- 新・半壊世帯も被災者生活再建支援法の支援対象とすること。

#### (6) 災害医療体制の充実【厚生労働省】

新・災害拠点病院施設整備事業における災害時のライフライン確保のための設備の整備費用の補助基準額及び補助率の引上げ(現行:1/3→1/2)を行うこと。

## 2 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の"国難"に的確に対処するためには、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。また、防災・減災にかかる科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、成果が国として一元的に活用されにくい状況になっていることから、過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数 設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する 神戸周辺に設置すること。

## 3 自然災害への総合的な対策

## (1) 地震・津波対策の推進【内閣府、国土交通省】

- 新・南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大(現行:1/2→2/3)や対象施設の範囲の拡大(公立病院の耐震改修等)など支援を充実すること。
  - ・本県が策定した南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、津波防災インフラ整備計画及び「日本海津波防災インフラ整備計画(仮称)<平成30年度策定予定>」等に基づく対策に必要となる予算を確保すること。
  - ・南海トラフ地震の発生確率が高まる中、河川・海岸堤防等の整備や耐震化、堤防構造の 強化等、必要な対策を短期間に集中して実施できるよう、「大規模地震・津波緊急対策 事業(仮称)」を新たに創設すること。
  - ・あわせて、多額の地方負担が見込まれることから、地方財政措置を講じること。



<津波防災インフラ整備計画> 計画期間: H26~35 年度

(億円) 事業内容 うち緊急対策 概算事業費 レベル1津波対策(津波の越流を防ぐ) 津波防御対策 257 147 防潮堤等の高さの確保 122 96 防潮堤等の健全性の保持 115 44 陸閘等の迅速・確実な閉鎖 20 7 避難支援対策 0 3 レベル2津波対策(浸水被害を軽減する) 既存施設強化対策 337 171 防潮堤等の越流・引波対策 67 35 防潮堤等の沈下対策 240 136 30 0 津波被害軽減対策 25 6 防潮水門の下流への移設 25 6 排水機場の耐水化 約620

(重点整備地区の設定)

津波到達時間の早い淡路島(4 地区)と人口・資産が集中する大阪湾沿岸(3 地区)を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を概ね10年間で完了予定。

重点整備地区		
	福良港	
淡路地域	阿万港	
伙蹈地域	沼島漁港	
	洲本地区	
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)		
同(鳴尾地区)		
同(西宮・今津地区)		

## 【「大規模地震・津波緊急対策事業(仮称)」のイメージ】

- ・国庫補助及び地方負担分への緊急防災・減災事業債並みの地方財政措置
- ・本県では、太平洋に面する南あわじ市の湾口防波堤の整備など、短期間に集中して実施する 事業への活用を想定(事業年度:平成30年度~35年度)



## (2) 高潮対策等の推進に対する支援【内閣府、国土交通省】

- 新・既往最高潮位を記録した台風第21号の被災原因検証にかかる技術的な指導・支援を行うこと。
- 新・被災原因を検証した結果、海岸保全機能確保、及び港湾等の臨海部や河川における防災対策の推進等、再度災害の防止のために必要となる高潮対策にかかる予算の別枠措置などの財政措置を行うこと。
- 新・海岸の漂着物処理に対する事業について、現行より小規模な事業を対象(現行1000m3 以上)とするように採択要件を緩和するとともに、災害復旧事業並に補助率を増大(現行:1/2→2/3)する等財政支援を行うこと。
- 新・台風第21号による被災がなかった地域においても、高潮による浸水被害を防ぐための 防潮堤や排水機場等の整備、侵食による越波被害等を抑えるための施設整備等の高潮対 策等を推進できる十分な予算を確保すること。
- 新・高潮・高波対策として防潮壁を整備したことにより、防潮壁より内側の市街地で降った 雨水を海に排水しにくくなり、浸水被害が発生しやすくなるため、その浸水被害を軽減 するために行う内水排除対策に対して財政支援を行うこと。また、抜本的な対策事業の 完了には期間を要するため、その間の浸水被害の防止・軽減を目的として実施する暫定 的な対応(仮設ポンプ等)を補助対象とすること。

#### (3) 山地防災・土砂災害対策の推進【農林水産省、国土交通省】

新・平成30年7月豪雨や台風21号、22号では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策により、土石流等による被害が防止、軽減されるなどの効果が発揮された。 今後、土砂災害特別警戒区域(R区域)に指定された谷出口周辺や、がけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所において、治山・砂防事業や災害に強い森づくりによる土砂災害対策を着実に推進するため、本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山・砂防関係事業の予算を確保すること。

#### 【第3次山地防災・土砂災害対策計画 計画期間:H30~35 年度】

区分(※)	整備目標(着手箇所数)			
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	合計
①人家等保全対策	390	438		828
②流木・土砂流出防止対策		240		240
③災害に強い森づくり			38	38
計	390	678	38	1, 106

#### $[ \times ]$

①人家等保全対策

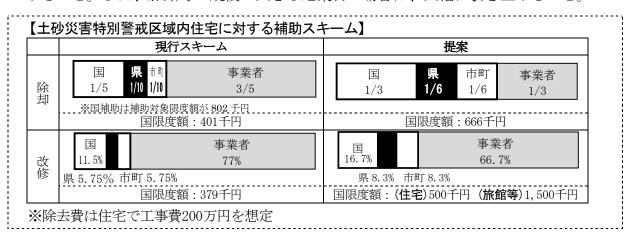
R区域内に人家があるなど緊急性の高い箇所を重点的に整備

②流木·土砂流出防止対策

流木災害や崩壊のおそれがある箇所を重点的に整備

③災害に強い森づくり 危険木の除去、間伐などによる災害緩衝林を整備

新・土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修に対する補助を拡充(限度額・補助率) すること。また、旅館等の規模の大きな建築物の場合は、大幅に引き上げること。



## (4) 災害に強い道路・河川・下水道整備【国土交通省】

新・法面対策、橋梁の耐震補強、幅員狭小箇所の解消などの災害に強い道路づくり、河道 拡幅、排水ポンプ整備など災害に強い河川・下水道の整備を強力に進めるため、道路・ 河川・下水道関係予算を増額すること。

## (5) ダムの事前放流の積極的な導入とダム再生の推進支援【国土交通省】

- 新・近年、記録的な豪雨が頻発しており、従来の運用では対応が困難になっていることから、ダムの洪水調節機能を最大限活用するため、事前放流の積極的な導入や事前放流の拡大に必要な降雨予測技術の高度化に関する取組を推進すること。
- 新・既設ダムを有効活用するダム再生の推進において、ダムの放流設備改造や利水容量の 治水振替等の他、ダム再生に併せた下流河川の改修についても必要な予算を別枠措置す るなど、財政面の支援を行うこと。

#### (6) 関西国際空港の代替機能の確保【国土交通省】

新・台風第21号により関西国際空港の機能が大きく損なわれたことを踏まえ、今後、緊急時に大阪国際空港及び神戸空港が関西国際空港の代替機能を果たせるよう位置づけを明確化すること。

#### (7) 緊急防災・減災事業債の対象拡大【内閣府、総務省】

・頻発する風水害や津波に対応するため、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税 算入率70%)について、地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業、砂防・ 治山・河川・海岸等の整備事業、道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業、大規模災 害時に拠点となる庁舎や災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するための警察待 機宿舎の整備等にも活用できるよう、対象事業の範囲を更に拡大すること。

## Ⅲ 地域創生の総合的推進

## 【東京圏への人口の社会増】(出典総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
東京圏	119,357 人	117,868 人	119,779 人
うち東京都	81,696 人	74, 177 人	75, 498 人

<sup>※</sup>東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の合計

【平成29年中の兵庫県の社会移動の状況】 (出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

平成29年中の本県の社会移動の状況 …本県の転出超過は依然高水準

[実数] ▲6,657人 全国46位(47位福島) [増減率] 全国19位(47位青森県)

(人)	転入超過数	東京圏	東京都	大阪府
H27	<b>▲</b> 7,409	<b>▲</b> 7,490	<b>▲</b> 4,955	<b>▲</b> 2,240
H28	<b>▲</b> 6,760	<b>▲</b> 7,203	<b>▲</b> 4,606	
H29	<b>▲</b> 6,657	<b>▲</b> 7,356	<b>▲</b> 4,742	<b>▲</b> 1,791
H29-H28	103	<b>▲</b> 153	<b>▲</b> 136	278

0~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上
360	▲ 5,518	<b>1</b> ,399	<b>▲</b> 853
430	▲ 5,743	<b>▲</b> 954	<b>▲</b> 493
217	▲ 5,991	▲ 694	<b>▲</b> 189
<b>▲</b> 213	<b>▲</b> 248	260	304

#### 1 国土の双眼構造の構築

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築【内閣官房】

・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西 の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、わが国の成長戦略の観 点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指 し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。あわせて、関西の 位置づけを明確にした政府業務継続計画(BCP)を策定すること。

## (2) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施【内閣官房、文部科学省】

- ・基本方針 (H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定) で決定した地方移転を着実に 実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること。
  - 兵庫県関係:理研「科学技術ハブ推進本部関西拠点」
- ・基本方針及び今後の取組(H28.9.1同)において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成の上、速やかに実施すること。
- ・兵庫県は、人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興 支援プラットフォーム (IRP) など国際的な防災教育・研究機関が集積している。また、 スーパーコンピュータ「京」やSPring-8、SACLAなどの先端科学技術基盤も集積してい る。このため、防災教育・研究や科学技術に関連した首都圏に立地する教育・研究機関 の兵庫県への移転や集積を図ること。

#### (3) 防災庁の創設(再掲) 【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の"国難"に的確に対処するためには、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。また、防災・減災にかかる科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、成果が国として一元的に活用されにくい状況になっていることから、過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数 設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する 神戸周辺に設置すること。

#### 2 人と企業等の地方移転の促進

## (1) 地方に人や資本を環流させる抜本的な対策の実施【内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省】

・地方創生の様々な取組が進められているが、住民基本台帳人口移動報告によると、東京圏への人口集中は止まるどころか増加傾向にある。まち・ひと・しごと創生基本方針2018で掲げられた、「UIJターンによる起業・就業者創出(6年間で6万人)」「女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で24万人)」等を実現するため、大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

## ア 東京圏への立地の適正化

・「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」(平成14年廃止)に規 定があった大規模な工場や大学に加え、企画開発・研究部門や人事・研修部門等の本 社機能を有する事業所といった人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地、事 業所の集約化を抑制する制度を創設すること。

## 【工場等制限法(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(概要))】

- [目 的]既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る [制限対象]①面積 500 ㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新増設
  - ②面積 1,500 m²以上の大学及び高等専門学校の教室の新増設
  - ③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新増設

#### イ 地方の国公私立大学の特色化

- ・再生医療や革新的創薬、予防医療などの先端医療関連、水素などの次世代エネルギー・環境分野、航空宇宙、ロボット、AI、IoTなどの情報技術分野等、地方の強みを生かした研究拠点をつくるとともに、必要な研究費を重点配分すること。
- ・防災・減災や野生動物研究、ジオパーク、景観園芸など、国レベルの課題や新たな研究分野に対応し、地域の強みや地域資源を活用した学科に対する運営費及び研究費を支援すること。
- ・専門職大学を含む地方の国公私立大学について、社会人になってからも生涯にわたり 教育機関で学び直すリカレント教育を図る拠点としての整備を支援すること。

# (2) 人と企業の地方移転を促進する税制の充実・強化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

## ア 地域別の法人税率の設定

・東京から地方への人口移動を更に促進するため、地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を 導入すること。

#### イ UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

・都市から農村への人の移動を促すため、個人住民税の税率や課税方式について、全国 一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税制度の導入を 検討すること。

#### 【個人住民税の均等割見直し(H16)】

人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

H15まで		H16改正
人口50万以上の市	3,000円	
人口5万以上50万未満の市	2,500円	3,000円
その他の市及び町村	2,000円	

## ウ 第二住民登録制度など関係人口を拡大する取組への支援

・UJIターン、二地域居住を促進するため、本来の居住地とは別に住民として登録する第二住民登録制度を創設するとともに、登録者に対して、住民税を分割できる制度 を創設すること。

## エ 企業誘致のため地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

・人と企業の地方への移転を促進するため独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること。

## (3) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

## ア 税制の拡充及び併用

- ・地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。
- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど大幅に拡 充すること。
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となった オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。

【「地方拠点強	化税制」の概	既要】	
区	分	内 容	
地方に所在す る本社機能の	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、 取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%	
拡充	※ 併用は	※ 併用は不可	
(拡充型)	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除(最大)	
東京23区から 地方へ本社機	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税 額控除7%	
能を移転	※ 併用は	原則不可(上乗せ分30万円のみ併用可)	
(移転型)	雇用促進税制	(雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円)×3年の税額控除(最大)	

・本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、 社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること。

#### イ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画における認定要件の適正化

・本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業者数の 増加を要件とすることは適切でない。そのため、税制上の優遇措置を受けるために必 要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は移転先のみの増加数とすること(現 行の増加数の要件:大企業5人以上、中小企業2人以上)。

#### ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

・雇用促進税制は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど適用 要件を見直すこと(中小企業2人以上→1人以上)。

#### (4) 企業誘致等を促進する農地制度の見直し

新・地域未来投資促進法及び農村産業法が制定されたが、農用地等の利用調整に必要な条件は従前とほぼ同様であることから農地転用が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用が困難である。このため、転用する農用地の面積や代替農地の確保状況等から、農地の有効な確保に影響が少ないと都道府県知事が判断する場合は、裁量を認めるなど弾力的な運用を認めること。

## 【地域未来投資促進法及び農村産業法の基本方針で定める農地等の利用調整に必要な条件】

- ・農用地区域外での開発を優先すること
- ・周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること
- ・面積規模が最小限であること
- ・面的整備を実施して8年経過していない農地を対象外とすること
- ・農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

## 3 どこでも安心して暮らせる生活環境の構築

## (1)子育て環境の充実【内閣府、厚生労働省】

## ア 保育の「質」と「量」の確保

## ① 保育所等の増設・定員拡大に必要な財源の確保

・待機児童問題については、女性の就労意欲の高まり、保育料無償化・軽減化や保育所整備等の保育施策の推進による需要の喚起等により、働く者の希望全てには応えきれておらず、早急に解消しなければならない。消費税率引き上げ分の使途変更に伴い、幼児教育の無償化や待機児童解消に向けた32万人分の保育の受け皿整備の前倒しにあたり、特に都市部において待機児童が増加している状況を踏まえ、待機児童の解消に見合う保育所等の増設・定員拡大に必要な保育所等整備交付金などの財源を確保すること。

## 【県内の保育所等定員の状況】

(単位:人)

区分	H29		НЗ	0
<u></u>	H29. 4. 1		Н30. 4. 1	
申込者	105, 685	1	108, 711	_
定員	101, 658	_	105, 764	_
拡充数	_	4, 106 (1, 932)	_	5,000 予定
待機児童数	1,572		1, 988	_

※括弧は企業主導型保育事業の数値(内数)

(出典:兵庫県)

## 【待機児童数】

(単位:人)

市名	H29	H30
神戸市	93	332
尼 崎 市	87	155
西宮市	323	413
明 石 市	547	571
姫 路 市	126	185
政令市・中核市 計	1, 176	1,656
県内 合計	1,572	1, 988

(出典:兵庫県)

## ② 設置基準の地方裁量の拡大

・待機児童が増加するなか、今後の少子化の影響も見据え、既存施設の有効活用により保育所等の増設・定員拡大や認定こども園への移行を円滑に促進できるよう、 従うべき基準とされている保育所や認定こども園の職員配置基準や施設設置基準 等について、参酌すべき基準に見直すこと。

#### 【現行基準による支障事例】

- ・幼稚園と認定こども園の配置基準が異なっており、(例:3歳児だと、幼稚園は児童35人に1人、認定こども園は児童20人に1人の保育教諭の配置が必要)認定こども園への移行を進めたくても、保育教諭等の確保が困難なため、職員配置基準の緩和が必要である。
- ・幼稚園から認定こども園への移行に当たり、保育所及び認定こども園の3歳未満児には、給食の外部搬入が認められていないため調理室の設置が必要となるため、移行が困難となる。幼稚園から認定こども園への移行を促進するためには給食の外部搬入の容認が求められる。

#### 【保育所の設置基準(全国一律)】 ※は満2歳未満児の受入に必要な施設

- 保育室(1.98㎡/以上)又は遊戯室
- ・乳児室※ (1.65㎡/人以上) 又はほふく室※ (3.3㎡/人以上)
- · 便所、調理室、医務室※、屋外遊技場(満 2 歳以上児)

#### 【認定こども園の配置基準】

区分	0歳児	1~2歳児	3歳児	4~5歳児	※幼稚園は1学級(35人)
保育教諭1人当たり児童数	3人	6人	概ね20人	概ね30人	ことに少なくとも専任の 教諭1人必要

#### ③ 「保育の質」を確保する監査指導体制等の充実支援

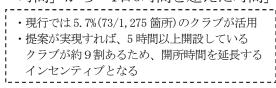
・重大な違法行為を含む不適切な保育等が行われないよう、安心して預けられる 「保育の質」を確保するため、保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施や 監査指導体制の強化を図るための必要な財政措置を講じること。また、指導監査の効率化、施設側の負担軽減を図るため、社会福祉法人の監査と同様にガイドラインを示すこと。

## イ 保育士の処遇改善

- ・子供の受け入れを増やしたくても保育士を確保できない状況が生じていることから、 保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格を引上げること。
- ・保護者が安心して子供を預けられるよう、保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う 財政措置を充実すること。

## ウ 放課後児童対策の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・待機児童の解消に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)」を一体的に活用し、すべての児童に開かれた放課後の居場所 づくりを円滑に進められるよう以下の措置を講じること。
  - 「ニッポンー億総活躍プラン」及び「骨太の方針2018」で示された放課後児童クラブの受け皿拡大(2015~2018年度+30万人、2019年~2023年度+30万人)の着実な推進
  - 「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合の引上げ(現行国 1/3→1/2〜)
  - 地域のニーズに応じて夕刻・夜間まで開所する放課後児童クラブを支援するための長時間開所加算(平日分)の対象拡大(「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ)





- 10人未満の小規模クラブすべての補助対象化(山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等も対象に)
- 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置

#### (2) 医療の充実【厚生労働省】

## ア 都道府県等が単独で実施している乳幼児医療費等の助成制度の国における制度化

- ・全ての都道府県が単独で実施している乳幼児、障害者(児)、ひとり親家庭、高齢者等の医療費に対する助成制度は、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠であることから、国において早期に制度化すること。それまでの間は、地方交付税措置を含めた十分な財政措置を実施すること。
- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉えて実施している、国民 健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

#### イ 国民健康保険の都道府県単位化への対応

## ① 財政基盤の強化

- ・毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施すること。
- ・被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置に必要な財源を全額国費で確保すること。

#### 【国の3,400億円の財政支援の概要】

都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を前提条件として国保改革に合意

- ○H27から実施(毎年約1,700億円)
- ・低所得者対策の強化
- ○H30から実施(毎年約1,700億円)※H27分に加えて実施→合わせて3,400億円
- ・財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額) ※うち激変緩和用の財源(暫定措置): 300億円(H30)、250億円(H31)
- ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
- ・保険者努力支援制度(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)
- ・財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等)等
- ・平成32年度からの財政支援のあり方については、新制度の施行状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子供に関する均等割保険料を廃止するなど、地方と十分協議しながら決定すること。また、そのために必要な財源を国費で確保すること。
- ・ 都道府県単位化を円滑に進めるため、現在市町村が抱える国民健康保険事業の累積 赤字を解消するための措置を講じること。

## <国民健康保険の問題点>

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得 水準が低く、保険料負担が重い

赤字が恒常化

→ H27 実績で約 2,800 億円 (兵庫県では約 42 億円)

#### <都道府県単位化の課題>

- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化(広域化)を進めても赤字の増嵩は続く
- ・具体的財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない
- 新・医療費適正化に向けた市町の更なる努力を支援するため、市町村の保険者努力支援制度については、取組の有無だけでなく、一人当たり医療費の水準等の取組の結果を評価する新たな指標を設けること。

#### 【保険者努力支援制度(市町村)の概要】

国が市町村の保健事業等の取組の有無を評価(点数化)し、獲得した得点に保険者規模を 考慮して交付金(500億円)を按分して交付することにより支援

①評価指標: 糖尿病等の重症化予防の取組状況、後発医薬品の使用促進に関する取組状況、

医療費通知の取組状況、重複・多剤投与者に対する取組状況等

②予算規模 : 500億円 (全国)

#### ② 各種医療保険制度の国への一本化等

- ・現在の医療保険制度は、制度間で加入者の年齢構成や所得水準に格差があり、保険料負担に格差が生じている。将来にわたり国民皆保険制度を維持していくため、分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とすること。
- ・国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、将来にわたり安定的で持続可能な ものとなるよう、医療保険制度の一本化の道筋を明らかにすること。一本化の調整

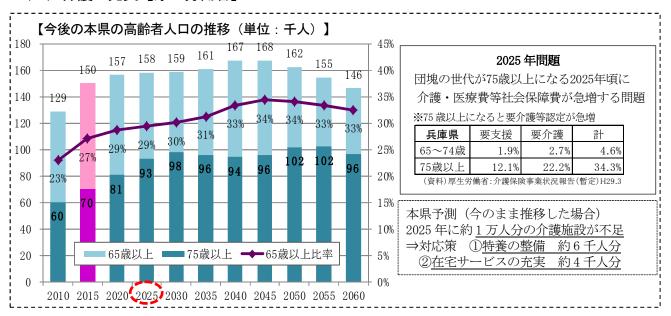
を行う際には、各制度の利点を考慮するよう努力し、特に地方間における医療費水準を反映させる暫定的な措置を検討すること。

・また、将来にわたる医療費の増嵩に対応するため、国が負うべき負担を地方に転嫁 することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること。

## ウ 持続可能な医療保険制度に向けた診療報酬の適正化

新・薬価制度の抜本改革のうち、今後の検討課題となっている高額薬剤等への費用対効果評価による価格調整等を早期かつ着実に実施し、診療報酬の適正化を図ること。

## (3)介護の充実【厚生労働省】



## ア 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の確保

- 新・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護と医療の一元化の基盤となる医療保険制度を一本化し、国を保険者とすること。
- 新・地域のニーズに十分に対応できる地域医療介護総合確保基金の額の確保と制度の拡充、 地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度への見直しなど、医療・介護の連携強化 に向けた取組を支援すること。
  - 事業区分間の弾力的な運用が認められていない「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」について、区分間の弾力的な運用を可能とすること

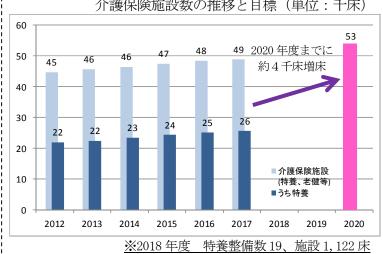
#### イ 2025年問題に対応するための介護体制の一層の整備推進

- ・特別養護老人ホームを計画的に整備できるよう、必要な予算を確保すること。
- ・中重度の要介護者の在宅生活を24時間支える定期巡回・随時対応サービスを一層促進するため、事業者の参入を促す以下の対策を実施すること。
  - 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参 入が促進される水準となるようさらに引き上げること
  - 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解 消あるいは縮小すること
- ・介護予防の推進、地域の支え合いによる生活支援体制の整備など高齢者が住み慣れた 地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を更に支援すること。

#### 【今後の取組】

#### ①介護保険施設の整備推進

介護保険施設数の推移と目標(単位:千床)



## ②在宅介護サービスの充実

24 時間対応の「定期巡回・随時対応サー ビス | 参入事業者は 1,685 介護サービス 事業所中 46 事業所(2.7%) [ H29]

《目標》2020 年度までに 150 事業所 2025 年度までに 300 事業所

《H30 の取組》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進(人件費助成)
- ④整備費の上乗せ等

## ウ 適切な介護報酬の設定

・介護保険関係事業所・施設の実態(H27介護報酬引下げ(改定率▲2.27%)により赤 字の特養が増加。特に小規模な事業所で顕著)に鑑み、地域の貴重な介護基盤におけ る介護サービスの量と質が低下することのないよう適切な介護報酬を設定すること。

## 【県内の赤字の特養の割合の推移】

区分	H26	H27	H28
赤字事業所の割合	24.9%	26.5%	30.2%
(前年度からの増加ポイ	ント)	(1.6 ポイント増)	(3.7 ポイント増)

※毎年度、兵庫県老人福祉協会と兵庫県が行っている決算調査による

#### エの護職員の処遇改善

・平成29年4月の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充されたが、平 成30年4月改定では、一部の要件を満たせない事業者に対する加算(加算IV、V) の廃止が決定するなど、今後の取り扱いが不透明なことを理由に、賃金体系の見直し 等に踏み切れず、加算を取得しない事業所も存在する。介護人材の確保に向け、他産 業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充等の介護職員の処遇改善 に継続して取り組むこと。

## オ 介護人材の育成

- ・教育の場において、介護の仕事の役割と重要性が正しく理解されるよう、小・中・高 等学校において福祉施設等を見学するなどの体験授業を組み入れ、若年のうちから意 識啓発を図ること。
- 他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種か らの参入促進を図ること。
- ・地域医療介護総合確保基金の使途が国の要領に示されている事業に限定されており、 地域の創意工夫が生かされない。このため、介護人材雇用経費の一部を一定期間補助 する事業を基金事業の対象とするなど、要件を弾力化するとともに、財源を十分確保 すること。

## (4) 障害者等に対する支援の充実【厚生労働省、国土交通省】

## ア 移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

・本県では、ユニバーサル社会づくりの更なる推進に向け、平成30年4月に「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」及び「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」を施行した。ユニバーサル社会の実現には、移動やコミュニケーション手段の確保が不可欠であるため、通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化するとともに、必要なサービスの質と量を確保するなど、障害者等が地域で安心して暮らせる環境整備を推進するための財政支援を行うこと。

#### イ 鉄道駅舎のバリアフリー化の推進

・エレベーターの未整備駅舎におけるバリアフリー化を進めるとともに、エレベーターの複数化など地域の実情に合わせた整備を推進するための予算を確保すること。

## (5) 次代を担う人材を育成する教育の推進【文部科学省】

#### ア 教職員基礎定数の改善

- ・現在、小学校1年生にのみ実施されている基礎定数化による 35 人学級編制について、 義務標準法を改正し、中学3年生まで拡大できるよう、定数改善計画を早期に策定し、 着実に実施すること。
- ・高等学校について、習熟度別少人数指導の充実、生徒指導体制の充実強化、特別な支援を要する生徒の増加への対応、学科や類型等の特色や実態に応じた十分な教員措置を行うため、高校標準法を改正し、新たな定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること。

## イ 教職員加配定数の改善

- ・加配定数については、教師が児童生徒一人一人の状況に応じた的確な指導が行えるよう、児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校等、教育格差に関する支援等の特別な事情を適切に反映させ、より一層の充実を図ること。
- ・いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、児童生徒 数の減少に連動して一律に削減されないよう基礎定数化は行わないこと。

#### 【本県において「児童生徒支援加配」が効果を挙げた例】

- ・県内のある小学校で加配教員を配置し、不登校児童のための連携体制を整備
- ・1日平均7件程度の家庭訪問を続けることができ、平成28年度には前年度と比較して、長期欠席者が35名から23名に、不登校児童も19名から12名に減少

#### ウ特別支援教育支援員の配置への支援の充実

・発達障害や学習障害等支援を要する児童生徒に対し、個別的かつ弾力的な指導体制と 支援を充実させるために必要な特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる 充実を図ること。

## エ 小学校英語の教科化に向けた加配措置の拡大

- ・英語専科教員の英語力に関する要件が厳しく、英語専科教員の確保が困難であるため、 現場の実態を踏まえ、英語力に関する要件の緩和(英検2級程度、国の英語教育推進 リーダー中央研修受講者)など、活用しやすい加配要件に緩和すること。
- ・平成32年度の新学習指導要領の完全実施に向けて、英語指導力を持つ教員の確保が必要なことから、英語専科教員の加配措置を拡大すること。
- ・ALT (外国人外国語指導助手) の配置拡充のための補助制度の新設等、財政措置を充実すること。

## オ 空調設置に係る地方負担軽減

- 新・新たに創設されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金において、市町から整備 計画の提出のあった事業については、内示前着工分も含め全て採択すること。
- 新・特別教室及び体育館を含む、全ての学校施設の空調整備が完了するまでの間、同臨時 特例交付金を継続すること。
- 新・多様な整備手法が選択できるよう、現在、補助対象となっていないリース方式による 空調導入に対して、地方交付税措置をはじめとした地方負担の軽減に向けた対応を実 施すること。

## カ 私学教育の振興に向けた支援の充実

- ・私立高校生への授業料負担の軽減措置である「高等学校等就学支援金」について、 2020年度までに年収約590万円未満世帯を対象とした無償化を確実に実施すること。
- ・県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度にかかる利子補給など修学 支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること。
- ・私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実を図ること。

#### キ 専門職大学の設置運営に対する財政支援

- ・専門職大学が、①高度かつ専門的な職業教育が求められること、②企業等における臨地実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること。
- ・公立の専門職大学は専門性が高く、実習等が卒業要件となっていることから、地方交付税措置に当たっては、卒業要件が同様の保健系公立大学並みの単位費用(1,830千円/人)とすること。

#### 【学校教育法の改正による「専門職大学」の制度化《2019年4月施行》】

[目的] 専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開

[特徴] ①実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等)

- ②実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)
- ③産業界と連携した教育課程の開発・編成・実施、認証評価
- ④社会人が学びやすい仕組みを導入(前期・後期の課程区分、修業年限の通算等)

## 【本県で検討中の専門職大学構想】

[但馬] 観光・芸術文化分野を通じて新たな価値を創造し、豊かな地域づくりを担う人材を育成 →ホテル・旅館、観光 DMO、劇場等文化施設、観光施設、テーマパーク等

[淡路] シェフの技能を持った「食」産業のプロを育成 ※モデル: CIA (米国の料理大学) →外食企業、飲食業 (海外の日本食レストランを含む)、ホテル・旅館等

# (6) 社会保障・税番号制度の整備促進【内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、財務省】 ア マイナンバーカードの利活用の促進

- ・マイナンバーカードの取得を促進し、国民の利便性向上や行政運営の効率化等を実現 するため、カードの更なる機能向上を図ること。
- 新・マイナンバーカードが社会保障・税番号制度の有効なツールとして定着するよう、 引越しや死亡等にかかる住民票や健康保険の異動届をオンラインで一括手続が可能と するなど、手続の簡素化を早急に導入すること。
  - ・市町がコンビニ交付やマイナポータルを活用したオンラインサービス、カードに搭載 されている電子証明書等を活用した新たな独自サービスを導入する場合には、財政措 置を講ずること。

## イ 社会保障・税番号制度に係る経費の国負担による推進

- ・番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーカードの交付に要する経費のほか、これまでに整備した自治体中間サーバー等のシステム運用及び更改に要する経費は、県・市町の負担が生じないよう国が負担すること。
- 新・マイナンバーカードへの旧氏記載に伴う住民基本台帳システムの改修について、改修に要する費用に加え、平成31年度に制度が開始することに伴う同システムの本番移行作業等に要する費用についても、市町に負担が生ずることがないよう国が負担すること。
- 新・また、印鑑登録証明事務における旧氏対応に要するシステム改修費用についても、 市町に負担が生ずることがないよう国が負担すること。あわせて、システム改修や条 例改正等に支障が生じないよう住民基本台帳法施行令等及び印鑑登録証明事務処理 要領を早期に改正すること。

#### ウ 情報連携可能な独自利用事務の拡充

・マイナンバーの地方自治体の独自利用については、制度導入の趣旨を踏まえ、情報連携の対象となる事務を幅広く認めること。

## エ マイナンバーカードの電子証明書更新手続きの簡素化等の検討

- ・マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間(5年)を延長するとと もに、電子証明書の有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことな く更新を可能とするなど簡易な方策を検討すること。
- 更新手数料は無料とし、必要な経費は市町に負担が生ずることがないよう国が負担すること。

## 4 交通インフラ等の整備

## (1) 基幹的な交通インフラ整備【国土交通省】

国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること。

- 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
- 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
- リニア中央新幹線の東京-大阪間の早期整備
- 紀淡海峡ルート及び四国新幹線並びに山陰新幹線の早期実現

## 【関西都市圏のミッシングリンクの解消】

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北〜駒栄)	早期整備に向けた国直轄(道路・港湾)事業の予 算確保及び有料道路事業の積極的な活用 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 道路を活用した地域活性化に資する展望施設や休 憩施設の整備
名神湾岸連絡線	速やかな都市計画手続き着手に向けた詳細ルート・構造の検討促進
播磨臨海地域道路	早期の「計画段階評価完了」と「都市計画決定等に向けた検討促進」 (第3回近畿地方小委員会の早期開催) 早期完成に向けた国と県の役割分担による高い規格での整備(播但連絡道路から東側を国、西側を県で整備) 早期完成に向けた有料道路事業の導入検討 播但連絡道路接続部の早期整備に向けた検討
神戸西バイパス	有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 専用道路部との同時供用に向けた一般道路部の着 実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC~山崎JCT(仮称))	H32年度中の確実な供用
東播磨道(北工区)	事業推進のための予算確保
東播丹波連絡道路	
国道175号 西脇北バイパス	早期供用に向けた事業促進
西脇市黒田庄町地区以北	早期事業着手に向けた調査促進

## 【日本海国土軸のミッシングリンクの解消】

道路名	要望内容				
山陰近畿自動車道					
浜坂道路Ⅱ期(居組IC~新温泉浜坂IC)	事業推進のための予算確保				
佐津IC~豊岡北JCT・IC	早期事業化に向けた調査費の予算確保				
豊岡北JCT・IC〜城崎温泉IC	直轄による調査の実施				
城崎温泉IC~府県境	直轄権限代行による事業化				

北近畿豊岡自動車道	
日高豊岡南道路(日高神鍋高原IC~豊岡南IC)	早期供用に向けた事業促進
豊岡道路(豊岡南IC〜豊岡IC)	5年程度での供用に向けた事業促進
豊岡IC〜豊岡北JCT・IC	早期事業着手

## 【兵庫県が早期整備を要望している基幹道路ネットワーク】



## (2) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備【国土交通省】

## ア 3空港一体運営の効果を高める施策の推進

- ・3 空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し、一層の活用がされるよう下記の措置を 講じること。その際にも、関西エアポート株式会社及び新関西国際空港株式会社によ る大阪国際空港の安全・環境対策が適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと。
  - 大阪国際空港における、国内長距離便枠(1日35.5回)の更なる拡大、全ての国際チャーター便の運航を認めること
  - 神戸空港における、発着枠(1日60回)、運用時間(7~22時) の拡大、全ての国際チャーター便の運航を認めること

#### イ コウノトリ但馬空港の利活用促進

#### ① 但馬-羽田直行便の実現

・首都圏との時間距離が全国有数に長い但馬と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬ー羽田直行便の実現に向け、羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること。また、航空会社へ運航に向けた働きかけを行うこと。

## (3) 経済と産業を支える港湾の整備【国土交通省】

#### ア 西日本の産業と国際物流を支える阪神港等のインフラ整備の推進

- ・我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、基幹施設整備及び集貨事業の促進・展開に国費を集中投資すること(神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港)。
- ・集貨機能の強化を図るため、荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充する こと(姫路港、東播磨港等)。

#### イ 姫路港の活性化

- ・姫路港のさらなる活性化に向け、分断された埠頭用地を改善し、埠頭全体の利便性を 向上させるため、広畑地区公共ふ頭の早期事業化を図ること。
- ・網干・広畑区間の物流円滑化及び工場や物流施設等の立地促進のため、臨港道路網干 沖線及び臨港道路広畑線(4車線化)の早期事業化を図ること。
- ・姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること。

## ウ 競合する内航航路の維持に向けた支援【総務省、国土交通省】

・物流の大動脈として国民の生活を下支えすることはもちろん、観光客の輸送を担う重要な公共交通機関である内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと。

#### 5 交流人口の増加に向けた施策の実施

#### (1) 広域観光圏の推進に対する支援の充実【観光庁】

- ・訪日外国人旅行者の広域的な周遊観光を促すため、地方自治体や広域観光周遊ルートの 推進主体となるDMOや地方自治体等の取組に対する安定的財政支援を充実すること。
- ・瀬戸内の観光振興を図るため、船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、近年注目を集めているクルーズツーリズムの促進策を実施すること。

#### (2) 外国人旅行者受入基盤整備の促進【観光庁、総務省】

・外国人旅行者の利便性向上のため、無料公衆無線LANの整備や観光地のキャッシュレス化を促進すること。

・外国人旅行者が快適に周遊できるよう、観光地の案内看板の多言語化等地域が取り組む 外国人旅行者の受入基盤整備に対する更なる支援を行うこと。

#### (3) 国際観光旅客税の地方への配分【観光庁】

・国際観光旅客税(平成31年1月7日施行予定)については、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること。

## (4) 企業保養所等の国立公園事業(宿舎)への位置付け【環境省】

新・瀬戸内海国立公園六甲地域について、遊休施設の活用を図りつつ、豊かな自然や魅力的な な で まなど高いポテンシャルを活かしてブランド力を高め、魅力的な 国立公園として 再活性化を図るため、企業保養所等を公園事業(宿舎)として認める要件(利用資格、利用料金、予約時期等)を明確化すること。

## (5) 人口が減少している地域における空き家活用等の推進【国土交通省、厚生労働省】

- ・人口減少が進む多自然地域やオールドニュータウン等の空き家を、移住、起業、子育て 支援、宿泊等の受け皿として活用できるよう、以下の措置を講じること。
  - 空き家再生等推進事業の補助率の拡充(国1/3→2/5)
  - 耐震、バリアフリー改修時の特例と同様の固定資産税軽減制度の創設 ※固定資産税(建物):一定の耐震・バリアフリー改修を行った場合、1/2 減額 (認定長期優良住宅は2/3)
  - 移住希望地域における空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外

## 【本県が実施している主な空き家活用促進策】

【本来が失心している工な主とぶ石川促進來】					
事業名	内 容				
	○若年・子育て世帯住宅改修費補助				
	→市街化区域外1/2上限150万円、市街化区域1/3上限100万円				
空き家活用支援事業	○一般住宅への改修費補助				
全さ家佰用又仮事業	→市街化区域外1/3上限100万円、市街化区域1/4上限75万円				
	○事業所への改修費補助				
	→市街化区域外1/3上限150万円、市街化区域1/4上限112.5万円				
田舎暮らし農園施設整備	○空き家等の住宅、民宿等への改修費補助				
支援事業	→1/3(上限100万円)※遊休農地の活用が必須				
ひょうごIT事業所開設支	○空き家等の事業所への改修費補助				
援事業	→1/2(上限150万円)、賃借料補助1/2(上限月5万円)				

# (6) 「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」への支援【総務省、文部科学省、スポーツ庁】 ア 国等による財政支援

- ・ワールドマスターズゲームズ 2021 関西 (WMG2021 関西) に対し、準備段階も含め財 政支援を行うこと。
  - スポーツ振興くじ助成の大会開催年度の上限額 (2億円)及び補助率 (2/5) の引上げ等の国による支援を強化すること
  - WMG2021 関西の開催のため各地域の拠点となる公立スポーツ施設の機能向上等を図るため地方交付税措置のある地方債を創設すること

#### イ ゴールデンスポーツイヤーズの一体的な支援

・ラグビーワールドカップ2019 (RWC2019)、東京オリンピック・パラリンピック (TOKYO 2020)、ワールドマスターズゲームズ2021関西 (WMG2021) と 3 年連続国内で開催される

- 3つの国際大会を「ゴールデンスポーツイヤーズ」として、3つの国際大会を一体的 に広報する取組を支援すること。
- ・大会運営のノウハウを共有するための人的交流、競技用具やシステムの有効活用、ボランティアの育成等、共通する取組に対して一体的な支援を行うこと。

## 【日本で開催される大規模国際的スポーツ大会の比較】

大会名称	ラグビーワールドカップ2019™	東京オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ2021関西
組織委員会	独立組織	独立組織	独立組織
名誉会長	_	御手洗冨士夫·経団連名誉会長	森喜朗·日本体育協会名誉会長
名誉顧問 (最高顧問)	_	<ul><li>・内閣総理大臣</li><li>・衆議院議長</li><li>・参議院議長</li></ul>	・文部科学大臣 ・スポーツ庁長官 など
顧問	_	・2020年東京オリンピック・パラリンピッ ク大会推進議員連盟 ・(公社)日本青年会議所会頭 など	・府県市関係国会議員 ・スポーツ議員連盟国会議員 など
会長	御手洗冨士夫·経団連名誉会長	森喜朗・日本体育協会名誉会長	井戸敏三・関西広域連合長 松本正義・関西経済連合会会長
事務総長	嶋津昭·元総務事務次官	武藤敏郎・元大蔵事務次官	木下博夫・元国土事務次官
その他役員	・日本ラクビー協会 ・開催地副首長 ・経済団体 など	・国会議員 ・スポーツ庁長官 ・JOC ・東京都副知事 など	・開催地知事·政令市長 ・市長会長·町村会長 ・関西経済団体 ・文科省局長 ・日本スポーツ協会·各県体育協会 など
参加選手数	620人	オリンピック11,000人 パラリンピック4,300人 (※前回大会実績)	50,000人(うち海外20,000人) ※障害者を含む
参加国・地域数	20 ※予選参加国:90	オリンピック205 パラリンピック159	100 (※前回大会実績)
競技数	1	オリンピック33 パラリンピック22	35 ※障害者が参加可能な競技種目を含む
開催地	12都道府県12市町	9都道県26市区町	9府県48市町

## (7) 2025 年大阪万博関連イベント等への支援【経済産業省】

・大阪・関西で開催される国際博覧会は、日本の歴史・文化の原点である関西のすばらし さを世界の人々に理解してもらう絶好の機会となることから、開催期間中に周辺地域で 地方自治体が開催する関連イベント等への支援を検討すること。

#### 6 地方創生推進対策の充実

(1) 地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の見直し【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ア 抜本的な見直し

- ・地方創生推進交付金については以下の課題があり、地方にとって使い勝手の良くない 制度となっていることから、地方版総合戦略に基づく事業が着実に実施できるよう、 抜本的に見直すこと。
  - 対象分野や対象経費等の制約が多いこと
  - 基金の造成や事前着手が原則認められていないなど機動性がないこと
  - 地方版総合戦略に位置付けた事業も改めて地域再生計画の事業認定を受けなければならないこと
  - 実績報告期日が4月10日のため、年度末まで事業実施が困難となっていること

## イ 施設整備を対象とした交付金の恒久化

・平成29年度予算に補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金は、ハード面から地方創生を推進する上で非常に効果的な制度であることから、恒久的な制度とし、当初予算に計上すること。あわせて、既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること。

## ウ 交付金規模の拡大

・平成30年度当初予算額は1,000億円と、地方主体で地域に応じた創意に富んだ地域創生実現のための取組を全国各地で実施するには、極めて少額である。平成31年度当初予算では1兆円を超える額を確保すること。

#### エ 交付率の引上げ

・交付率は1/2となっているが、地方創生の実現に必要な事業に取り組めるよう、交付率を加速化交付金以前の水準(国10/10)とすること。または、地方負担が生じないよう財政措置を講じること。

## (2) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

## ア 戦略的な取組を支援する地方債の創設

・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いま ちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平 な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

## イ スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催に向けて、 老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置 のある特別な地方債を創設すること。

## (3) まち・ひと・しごと創生事業の充実【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ア 総額及び財源の確保

・地方版総合戦略に基づき、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、平成30年度のまち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)を上回る規模を確保すること。あわせて、少なくとも戦略期間の5年間はその規模を確保するとともに、その財源については、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること。

#### イ 地方の長期的な取組を支える算定方法への見直し

・人口減少等地方が抱える構造的な課題を解決するためには、長期的な取組が必要である。まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定は、短期的な行革努力等に基づく算定となっているが、行革努力については団体ごとにその進捗が異なり、短期的な成果により一律に算定することは適切でない。人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分することはもちろん、地方創生関連の追加需要等に基づき適切に算定すること。

## (4) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】

#### ア 社会資本の老朽化対策への支援の充実

- ・今後、大量の社会基盤施設が築50年を超えるとともに、橋梁、排水機場、下水道施設等の更新に多額の事業費が必要となることから、社会基盤施設を将来にわたり安全に使用できるよう、老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。
- ・特に下水道施設は、耐用年数の短い機械、電気設備が多く、今後、更新時期が集中し、 機能停止に陥る恐れがあることから、老朽化対策の国庫補助制度を堅持するとともに、 予算枠の更なる拡大を図ること。
- ・交付金事業について、現在、補助対象外となっている社会基盤施設の定期点検や修繕 更新計画策定、小規模な修繕・更新工事にも充当できるよう制度を拡充すること。

#### イ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化対策を着実に推進するため、個別施設計画を策定し長寿命化事業に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や公園施設・空港施設等の社会基盤施設を対象とするとともに、平成33年度までとされる制度を恒久化すること。また、財政基盤の弱い団体もあることから、充当率、交付税措置率について、かさ上げを行うこと。
- ・現在対象となっている市町村本庁舎に加え、県本庁舎の建替事業を対象とすること。
- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還金、老朽化に関する調査費や点検経 費に対する地方交付税措置等、地方財政措置を更に充実すること。

## ウ 空き家対策の強化

- ・所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行については、市町の財政的な負担が大きいため、国庫補助率を3/5(現行2/5)に拡充すること。また、略式代執行による空き家の除却以外の応急措置及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- ・円滑な空き家除却を促進するため、空き家除却後の固定資産税・都市計画税の住宅用 地特例の継続を市町が判断する際の一定の基準を国が整備すること。

## エ 所有者不明土地に対する抜本的な対策の検討

- ・相続登記等がされておらず直ちに土地所有者情報の把握が困難な場合があることから、相続登記を義務化するとともに、登記簿と戸籍などの情報を一元化するなど土地所有者情報を円滑に把握できる仕組みを検討すること。
- ・土地を手放すことができる仕組みの検討に当たっては、土地所有権の帰属先と管理の 在り方について県・市町等の意見を十分踏まえること。

## オ 土地の境界情報の保全

- ・地籍調査事業の予算を十分に確保すること。
- ・社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象となる基幹事業について、社会資本総合整備 計画の期間外であっても、地方公共団体が事業実施時期を公表し、かつ交付対象要件 を満たす事業であれば対象とすること。

## カ 公営企業に対する財政支援の充実

## ① 公立病院に対する交付税措置の拡充

- ・公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門の運営や 医師確保対策等に配慮し、措置単価の引上げなど、地方自治体による病院事業への 基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること。
- ・病院事業債(特別分)の医療連携要件の緩和や近年の建築単価の高騰に配慮した措置 単価の引上げなど、公立病院等の施設整備に対する地方交付税措置を充実すること。
- ・平成32年度までとされている病院事業債(特別分)の期限を延長すること。

## ② 水道事業への財政支援の拡充等

## 【将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置】

- ・人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に 対応するための取組に対して、財政支援を行うこと。
- ・人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営の維持が困難な地域が 増加することから、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。

## 【経営維持に必要な現行制度の拡充・改正】

- ・施設・管路の耐震化や高度浄水処理施設等の水道施設の整備について、必要な予算枠を確保し、補助率を引上げる(現行:1/4~1/2→引上げ案:一律1/2)とともに、採択要件(平均料金、資本単価等)を緩和すること。
- ・簡易水道を上水道に統合した後においても必要な施設整備ができるよう、制度を拡 充すること。
  - 国庫補助等の採択要件(距離、資本単価、事業費)等を緩和すること
  - 過疎・辺地対策事業債の対象に追加すること
- ・ IoT や AI 等の先端技術を取り入れた事業に対する財政措置を拡充すること。
- ・全国一律に適用される施設基準等について、新技術等を考慮し、各事業体が地域の 実情に応じて事業運営ができるように地方の裁量を拡大すること。

#### 【水道事業の広域化及び広域連携への財政支援】

- ・ 県及び県関係団体が市町に対し、広域化のための施設整備や災害復旧等の専門的な 技術を要する人材派遣や人材育成を実施するための経費に対する支援を行うこと。
- ・複数の市町が広域化等を促進するために行う共同委託や共同発注等の経費に対して 財政支援を行うこと。
- ・交付金・補助金及び地方交付税について、事業統合等の広域化事業に加え、施設の 共同利用等の広域連携を含めた事業を対象とすること。
- ・広域連携に伴い施設の統廃合を行った場合は国庫補助金の返還を免除するととも に、繰上償還金に対して発行が認められている公営企業施設等整理債の発行条件を 緩和すること(償還年限の延長等)。

#### キ 過疎地域の指定要件の見直し

・人口減少の時代に入り、少子高齢化や東京一極集中など現行の過疎地域自立促進特別 措置法制定後に深刻化している課題に対応するため、過疎化が進展する地域において も、地域創生等に取り組めるよう実態に即したきめ細かな指定要件への見直しを行う こと。

## 7 地域活性化に向けた規制改革の推進

## (1) 特区制度の推進【内閣府】

・社会構造や経済情勢の変化に対応し地域の活性化を図るため、関西圏国家戦略特区等 における地方からの規制緩和の提案に対しては、支障の早期解決を図る観点から積極 的に採択すること。

#### 【本県から提案している特区提案】

- ○輸入部品の不具合品を同じ事業者に返送する場合等の航空機部品等の輸出に係る手続きの緩和
- ○医療機関が実施する先進医療に係る検体検査の一部工程(測定部分)の外部委託容認
- ○第三者認証を受けた登録衛生検査所等における医療機器プログラムを用いた検査法の保険適用

## (2) 条例で定める規制に対する国の関与の見直し【内閣府】

・国立公園における建築物の高さ規制等、国の基準に従って地方が条例で定める規制 (基準)が、社会経済情勢の変化に伴い地方の実情に合わなくなっている場合は、地 方の意見を踏まえて、規制の基となる国の基準を見直すこと。

#### 【参考】兵庫県規制改革推進会議の取組

県及び市町が条例等で独自に設けている規制において、社会構造や経済情勢の変化に応じた 事業活動の妨げとなっているものを見直すため、兵庫県規制改革推進会議を設置した。

## IV 地方分権改革を推進する仕組みの構築

## 1 中央集権制限法の制定【総務省、内閣府】

・住民のニーズに的確に対応できるよう抜本的な地方分権改革を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、それ以外の事務・権限を財源と共に地方に移譲する「中央集権制限法」を制定すること。これに向けて、国と地方の役割分担を前提とした地方の統治機構のあり方等について、地方制度調査会を活用して検討すること。

#### 【中央集権制限法概要】

- ・国が処理すべき事務を19項目に限定(外交、防衛、皇室、司法・行刑、海上保安等)
- ・地方が処理する事務に対し、国は原則関与しない
- ・地方の実施する事務に要する経費は税財源の再配分、地方交付税の充実等により全額一般財 源として措置

#### 2 国と地方の協議の場の機能強化

## (1) 国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房、内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

## (2) 必要となる分科会の設置【内閣官房、内閣府】

・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

#### 3 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### (1) 「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

#### ア 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲すること による支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくて も、関係府省との検討を行うこと。

#### イ 複数団体から再提案があった場合の再検討

・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

## ウ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会 で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

## (2) 国から地方への事務・権限の移譲を推進する実証実験方式の導入【内閣府】

・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する「実証実験方式」を実施するため、地方分権有識者会議に新たな専門部会を設置すること。

## (3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案 趣旨に沿って確実に検討を行うこと。
- ・内閣府と関係府省との検討状況や結果は、更なる優れた提案につなげるため、当該提案 団体以外にも速やかに情報提供すること。

## 4 新たな「圏域行政」のあり方についての十分な検討【総務省】

新・地方制度調査会において、圏域行政に関する法制化が議論されているが、基礎自治体である市町や、広域調整機能を有する都道府県の意見を十分踏まえるとともに、連携中枢都市など現行制度の課題を十分踏まえた上で、議論を進めること。

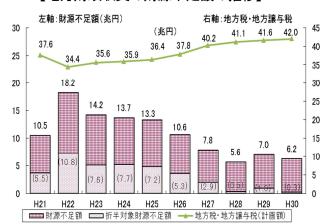
## V 地方税財政の充実・強化

#### 1 地方財政計画の充実

## (1) 常態化している地方の財源不足への対応【総務省、財務省】

・平成30年度の通常収支分の地方財源不足額は、6.2兆円に上っており、平成31年度地方 財政収支の仮試算においても引き続き巨額の財源不足が続く見通しである。常態化して いる巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、 地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図る こと。

#### 【地方財政収支の財源不足額の推移】



#### 【平成30年度地方の財源不足額の内訳】

	出典:総務省
	金 額
財源対策債の発行	7,900億円
平成28年度国税決算清算繰延べ	2,245億円
一般会計加算	5,367億円
交付税特別会計剰余金の活用	750億円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000億円
臨時財政対策債(既往債[H13~]の元利償還金分等)	3兆8,210億円
小 計	5兆8,472億円
折半対象財源不足額	3,311億円
合 計	6兆1,783億円

※平成30年度の財源不足額は6.2兆。今後も巨額の財源不足が続く見通し

## (2) 地方が保有する基金残高の適正な評価【総務省、財務省】

・財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論があるが、地方の財政調整基金を含めた基金残高の増加は、国のように赤字国債が発行できない中、災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来への備えとともに、合併算定替終了後への対応など、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の結果として評価すべきである。このように、基金の増加理由は各自治体によって異なることから、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切である。安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること。

#### 【地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移】

(単位:兆円)

	区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
	が税収等の決算と 計画との新額額	0. 9	△0.9	△1.6	△2. 4	1. 3	0. 1	0. 2	0. 9	1. 2	0.8	△0.3	△1.2
	基金残高合計	13.6	13. 9	15. 3	17. 2	17. 9	17. 7	18.0	19. 5	19.8	21.0	21. 5	+7.9
	兵庫県(億円)	200	208	454	1, 211	1, 142	997	838	834	549	464	434	+234
	県内市町(億円)	3, 196	3, 241	3, 322	3, 452	3, 754	3, 881	4, 196	4, 338	4, 370	4,609	4, 707	+1,511
うせ	っ財政調整基金残高	4. 1	4. 2	4. 4	4. 5	5. 2	5. 6	6.0	6. 7	7. 1	7. 5	7. 5	+3.4
	兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20
	県内市町 (億円)	1, 113	1, 105	1, 104	1, 123	1, 291	1, 431	1, 577	1, 725	1, 785	1,899	1, 977	+864

※総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない

#### (3) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省】

#### ア 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

・骨太の方針2018により、地方の一般財源総額は、2021年度まで2018年度の地方財政計 画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、財政健全化目 標を実現するために、地方の実情を無視した地方財政計画の歳出削減圧力が更に強ま ることも予想される。今後とも増加する社会保障関係費はもとより、地域の経済雇用 対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方財政計画に次のような 地方の財政需要を的確に反映させ、必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保す ること。

## ① 地方単独事業費の確保

・一般行政経費の地方単独分は、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対 策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シ カやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然 環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保 すること。

#### 【地方の一般行政経費】

方の一般行政経費】										(単位:	兆円)
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	H30- H21
一般行政経費	26. 1	28. 2	29.6	29. 7	30. 4	31.4	32. 5	33.0	33.8	34. 3	8. 2
うち補助分	12. 3	14. 4	15. 7	15. 9	16. 4	17. 4	18. 5	19.0	19.8	20. 2	7.9
うち社会保障関係費	11.6	13. 7	15. 1	15. 2	15. 6	16. 5	17. 4	17.5	18. 3	18. 7	7. 1
うち社会保障関係費以外	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	0.8
うち地方単独分	13.8	13.8	13. 9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14. 1	0.3
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	0.3
うち社会保障関係費以外	7.6	7. 6	7.6	7. 5	7. 5	7.5	7. 5	7.5	7. 5	7.6	0.0
【参考】投資的経費	14. 1	11. 9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	<b>▲</b> 2.5
うち地方単独分	8.1	6.9	5.4	5. 2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	<b>▲</b> 2.3
	区 分  一般行政経費  うち補助分  うち社会保障関係費  うち社会保障関係費以外  うち社会保障関係費※  うち社会保障関係費以外  「ち社会保障関係費以外  「おきないのでする。」  「参考」投資的経費  うち地方単独分	区分 H21 - 般行政経費 26.1 うち補助分 12.3 うち社会保障関係費 11.6 うち社会保障関係費以外 0.7 うち地方単独分 13.8 うち社会保障関係費※ 6.2 うち社会保障関係費以外 7.6 【参考】投資的経費 14.1 うち地方単独分 8.1	区分 H21 H22  一般行政経費 26.1 28.2  うち補助分 12.3 14.4  うち社会保障関係費 11.6 13.7  うち社会保障関係費以外 0.7 0.7  うち地方単独分 13.8 13.8  うち社会保障関係費※ 6.2 6.2  うち社会保障関係費以外 7.6 7.6  【参考】投資的経費 14.1 11.9  うち地方単独分 8.1 6.9	区分 H21 H22 H23 - 般行政経費 26.1 28.2 29.6 うち補助分 12.3 14.4 15.7 うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 うち社会保障関係費 0.7 0.7 0.6 うち地方単独分 13.8 13.8 13.9 うち社会保障関係費※ 6.2 6.2 6.3 うち社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 【参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 うち地方単独分 8.1 6.9 5.4	区分 H21 H22 H23 H24  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7  うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9  うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2  うち社会保障関係費 0.7 0.7 0.6 0.7  うち地方単独分 13.8 13.8 13.9 13.8  うち社会保障関係費※ 6.2 6.2 6.3 6.3  うち社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5  【参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 10.9  うち地方単独分 8.1 6.9 5.4 5.2	区分 H21 H22 H23 H24 H25  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7 30.4  うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9 16.4  うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2 15.6  うち社会保障関係費 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8  うち社会保障関係費※ 6.2 6.2 6.3 6.3 6.5  うち社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5 7.5  【参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 10.9 10.7  うち地方単独分 8.1 6.9 5.4 5.2 5.0	区分 H21 H22 H23 H24 H25 H26  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7 30.4 31.4  うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9 16.4 17.4  うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2 15.6 16.5  うち社会保障関係費 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.9  うち地方単独分 13.8 13.8 13.9 13.8 14.0 14.0  うち社会保障関係費※ 6.2 6.2 6.3 6.3 6.5 6.5  うち社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5 7.5 7.5  【参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 10.9 10.7 11.0  うち地方単独分 8.1 6.9 5.4 5.2 5.0 5.2	区分 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7 30.4 31.4 32.5 うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9 16.4 17.4 18.5 うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2 15.6 16.5 17.4 うち社会保障関係費以外 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.9 1.1 うち地方単独分 13.8 13.8 13.9 13.8 14.0 14.0 14.0 うち社会保障関係費※ 6.2 6.2 6.3 6.3 6.5 6.5 6.5 うち社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5 7.5 7.5 7.5 【参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 10.9 10.7 11.0 11.0 うち地方単独分 8.1 6.9 5.4 5.2 5.0 5.2 5.3	区分 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7 30.4 31.4 32.5 33.0 うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9 16.4 17.4 18.5 19.0 うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2 15.6 16.5 17.4 17.5 うち社会保障関係費 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.9 1.1 1.5 うち社会保障関係費以外 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.9 1.1 1.5 うち社会保障関係費以外 13.8 13.8 13.9 13.8 14.0 14.0 14.0 14.0 うち社会保障関係費談 6.2 6.2 6.3 6.3 6.5 6.5 6.5 6.5 うち社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 (参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 10.9 10.7 11.0 11.0 11.2 うち地方単独分 8.1 6.9 5.4 5.2 5.0 5.2 5.3 5.4	区分 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7 30.4 31.4 32.5 33.0 33.8 うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9 16.4 17.4 18.5 19.0 19.8 うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2 15.6 16.5 17.4 17.5 18.3 うち社会保障関係費以外 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.9 1.1 1.5 1.5 1.5 5 地方単独分 13.8 13.8 13.9 13.8 14.0 14.0 14.0 14.0 14.0 5 5 社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5	区分 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30  一般行政経費 26.1 28.2 29.6 29.7 30.4 31.4 32.5 33.0 33.8 34.3  うち補助分 12.3 14.4 15.7 15.9 16.4 17.4 18.5 19.0 19.8 20.2  うち社会保障関係費 11.6 13.7 15.1 15.2 15.6 16.5 17.4 17.5 18.3 18.7 35社会保障関係費以外 0.7 0.7 0.6 0.7 0.8 0.9 1.1 1.5 1.5 1.5 1.5 5 地方単独分 13.8 13.8 13.9 13.8 14.0 14.0 14.0 14.0 14.0 14.1 5 5 5 社会保障関係費以外 7.6 7.6 7.6 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.6 【参考】投資的経費 14.1 11.9 11.3 10.9 10.7 11.0 11.0 11.2 11.4 11.6 5 5 地方単独分 8.1 6.9 5.4 5.2 5.0 5.2 5.3 5.4 5.6 5.8

<sup>※</sup>各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度 の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

#### ② 社会保障に必要な地方財源の確保

- ・社会保障関係経費が増加している一方、地方単独事業費は据え置かれている。社会 保障に必要な財源については、地方財政の運営に支障が生じないよう、確実に確保 すること。
- ・社会保障を全世代型のものとする新たな政策パッケージ(平成29年12月8日閣議 決定)の実施にあたっては、社会保障の現場は地方が担っていることを踏まえ、地 方の意見を十分反映すること。また、国の責任において地方負担分も含め必要な財 源を確保すること。

#### ③ 教育等の新たな政策パッケージの実施に伴う地方財源の確保

・消費税・地方消費税率引き上げ分の使途を変更した幼児教育、保育の無償化や待機 児童対策など、新たな政策パッケージの実施にあたっては、地方の意見を十分反映 すること。また、国の責任において地方負担分も含め必要な財源を確保すること。

## ④ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

・消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会 保障の充実や安定化に要する経費に充てることになっているが、平成30年度地方財 政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約 3割が活用される一方で、残り約7割は活用事業が明示されていない。地方単独事 業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化 分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考 えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に 積み上げること。

## 【平成30年度地方財政計画における一処行政終患】

【平成30年度地方財政計画におけ	る一般行	政経費】		(単位:兆円)
区 分	H29	H30	H30-H29	備考
補助分	19.8	20.2	+0.4	- 社会保障の充実分 +0.2%(国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	△0.0	
地方単独分	14. 0	14. 1	+0.1	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、 国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会 保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
計	36.6	37. 1	+0.5	

## 【平成30年度における社会保障の充実等について】

(批片)

( <u> </u>		
区 分	H30	構成比
消費税増収額 ①	2. 55	_
地方消費税引上分	1. 93	75. 7%
交付税法定率分	0.62	24. 3%
歳 出	2. 55	_
社会保障の充実 ②	0.71	27. 9%
公経済負担増分 ③	0.09	3. 5%
差別き(安定化※) ①-②-③	1. 75	68.6%
臨時財政対策債 H25→H30 増減	△2. 23	

<sup>※</sup>安定化に要する経費は明示されていない

(単位:兆円)

(国)

(国)			
区 分		H30	構成比
消費税増収額	1)	5. 58	
歳出		5. 58	_
社会保障の充実	2	0.64	11.0%
公経済負担増分	3	0.30	5. 1%
基礎年金	4	3. 20	54. 7%
差) き(安定化) ①-②-③	4	1. 71	29. 2%

#### ⑤ 地方の投資的経費の確保

・地方の投資的経費は、この十数年間で大きく削減されている。今後30年以内の発生 確率が70%と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災 害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や 地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、単独分を含め必要 な投資的経費を確保すること。

## ⑥ 追加財政需要への適切な措置

・平成29年度も給与改定については追加財政需要対応とされたが、追加財政需要に伴 う交付税措置額と給与改定に要する経費に乖離が生じている。給与改定はもとより

年度途中に国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応では なく、適切な財源措置を行うこと。

【兵庫県の追加財政需要の措置額と所要額】

(岸	衍	億	田,	)
( +	¥  1/.	1/6%		,

区分	H27	H28	H29
交付税措置額①	2, 933	2, 698	2,858
所要額②	7, 339	3, 672	4, 645
給与改定	3, 649	3, 452	4,082
行政経費	3,690	220	563
投資的経費	0	0	0
差引き (①-②)	△ 4, 406	△ 974	△ 1,787

## ⑦ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への地方交付税等措置

・会計年度任用職員制度の導入に当たっては、各自治体の実態を把握の上、適切な財 政措置(地方交付税等)を講じること。

#### 2 地方交付税の機能の充実

## (1) 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保【総務省】

- ・地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものであることから、財源調整機能と財源保障機能が適切に 発揮されるよう、所要の総額を確保すること。
- ・地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、いわゆる「トップランナー方式」を見直し、その拡大を厳に慎むこと。また、地方公共団体の行財政改革により生み出された財源は、地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。

#### 3 地方税制の抜本的改革の実施

#### (1) 国・地方を通じた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ア 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施

- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の 確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革 とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担 のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

#### イ 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

#### ① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があるため、地方法 人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行う等の税制の 抜本改革を進めること。



## ② 新たな特別譲与税の創設

- 新・消費税率10%引き上げ時に予定されている法人事業税の復元及び法人住民税法人 税割の交付税原資化が行われたとしても、法人県民税・法人事業税における偏在は、 なお看過出来ない水準にとどまることから、税源交換等の抜本的な対策が講じら れるまでの間、廃止される地方法人特別税の偏在是正効果額を上回る効果を生み 出す新たな特別譲与税を創設すること。
  - ・新たな特別譲与税の譲与基準については、本社管理部門の従業者数の割落としや、 生産設備の現在高である償却資産基準の導入など、企業の事業活動の実態を踏まえ た譲与基準を検討すること。

## ③ 事業活動の実態を反映した法人事業税分割基準の抜本的見直し

・現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。 法人事業税の応益課税の原則や、税源の適切な帰属の観点から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。

## ④ 法人事業税交付金を拡大しないこと及び超過課税分の除外

- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、 本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大し ないこと。
- ・法人事業税交付金の算定基礎に、法人事業税超過課税分を含めることは、都道府 県の特別な需要に対応するため課税自主権を行使するという趣旨に反することか ら除外すること。

## ⑤ 偏在是正効果の地方財政計画への確実な計上

・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化に当たっては、偏在是正に活用する財源 (不交付団体の減収分) 相当額を「まち・ひと・しごと創生事業費」の財源として 活用するのではなく、別立ての歳出として確実に地方財政計画の歳出に計上するこ と。また、交付税の算定において、減額となる交付団体の留保財源に応じた配分を 行うこと。

## (2) 車体課税【総務省、財務省、経済産業省】

## ア 自動車税及び軽自動車税の見直しに伴う慎重な検討

- 新・消費税・地方消費税率引上げ時における駆け込み需要への反動減対策として、車体 課税の見直しが検討されているが、自動車税及び軽自動車税は自動車の運行により 生じる道路損傷負担金としての性格を有しており、道路の整備や維持等の貴重な財 源であることを踏まえ、慎重な検討を行うこと。
- 新・仮に自動車税及び軽自動車税の見直しを行う場合には、地方財政に影響がないよう 安定的な代替財源を確保すること。

## イ 環境性能割の創設等に伴う適切な財源措置

- ・自動車税及び軽自動車税の環境性能割の創設に併せて行う燃費基準の見直しに伴う 減収は、県はもとより市町を含めた地方財政への影響が大きいことから、その全額が 補填できる確実な財源措置を行うこと。あわせて、環境性能割の創設に伴う賦課徴収 システムの改修に対して、適切な財源措置を行うこと。
- ・自動車重量税は、その約4割が譲与税として市町村に配分される重要な財源であることから、見直しに際しては代替財源を確実に確保すること。

(畄位・倍田)

## 【自動車重量税と自動車取得税】

【日到牛里里忧こ日到中以恃忧】							(平位・1息口)	
4光 口		全	全国		うち兵庫県		県	/ <u></u>
税目		国	都道府県	市町村		県	市町	備考
自動車重量税 (国税)	6, 625	3, 950	_	2, 675	99	_	99	約4割を国から市町村に交付
自動車取得税 (都道府県税)	1,665	_	507	1, 158	74	24	50	約7割を県から市町村に交付
合 計	8, 290	3, 950	507	3, 833	173	24	139	

<sup>※</sup>H30地方財政計画額、当初予算等をもとに算出

## (3) 消費稅【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ア 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し

・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態 (消費地等)を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国消費実態調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

#### (4)地方法人課税【総務省】

#### ア 応益性を反映する外形標準課税の拡充

・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

#### (5) 固定資産税【総務省】

・償却資産に係る固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却 資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、 市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。 新・平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税 を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置について は、期限到来による確実な廃止を行うこと。

#### 【固定資産税(償却資産)の状況】

(単位:億円)

税目	全 国			うち兵庫県		
1元 日		都道府県	市町村		県	市町
固定資産税 (償却資産)	16, 942	_	16, 942	767		767

※H30 年度地方財政計画等を基に算出

## (6) ゴルフ場利用税【総務省】

## ア ゴルフ場利用税の堅持

・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場特有の行政需要に対応するため、利用者に一定の負担を 求めるものである。平成29年度税制改正大綱から、今後長期的に検討するとされたが、 ゴルフ場利用税の7割が市町村に交付されており、多くのゴルフ場が所在する本県及 び市町では、その廃止又は縮小は財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場 利用税を堅持すること。

#### イ 非課税措置の見直し

・現在設けられている70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止 し、将来にわたりゴルフ人口を増加させる対策として、例えば30歳以下を対象とした 非課税措置を創設すること。

## 【本県におけるゴルフ場に関連する予算額】 (単位: 西西田)

		(#4	业: 日ル門/	
項目	主な事業	H30予算額		
供日	土な争未		一財	
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,472	1,204	
環境対策	水質調査、安全指導等	53	7	
消防•救急	ドクターへリ運営等	18	18	
道路	アクセス道路維持管理等	2,832	2,736	
スポーツ振興	団体·競技者支援等	3	3	
地域振興	観光利用促進等	10	10	
	合計	4,388	3,978	
	参考:本県のゴルフ場利用税	収(H28)	3,678	

#### 【兵庫県における交付額上位団体】

県内 順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	555,833
2	神戸市	375,657
3	加東市	313,226
4	宝塚市	181,508
5	西宮市	131,864
	•	(玉子00 年本法然)

(平成29年度決算)

#### 【世帯主の年齢階級別の所得・貯蓄の状況】

世帯主の年齢	1世帯あたり所得	1世帯あたり貯蓄
29歳以下	343.5万円	154.8万円
70歳以上	405.3万円	1,263.5万円

出典:H28国民生活基礎調查(厚生労働省)

#### (7) 石油石炭税【総務省、財務省、環境省】

・環境施策の推進については、地方自治体が大きな役割を担っているが、地球温暖化対策 のための税(石油石炭税の税率上乗せ分)による財源は、国策にのみ充てられ、地方へ の措置がない。石油石炭税の税率上乗せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、 地方の役割に応じた税財源を確保すること。

# (8) 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省】 ア 国民への十分な説明

・地方の基幹的税目である個人住民税に国税を附加することのほか、森林整備により防 災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能を回復させ、その効果は地方部はもと より都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であること等について、国の責任において国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること。

## イ 都道府県の役割に応じた十分な配分額の確保

・創設される森林環境譲与税(仮称)について、これまで森林整備を実施してきた都道 府県が県域で実施する間伐促進等の取組に対し十分な配分額を確保すること。

## ウ 造林事業の推進にかかる予算の確保

新・造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、十分な予算が確保されていない。地域材の安定供給等に必要な間伐や路網整備等の造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること。

## エ 森林環境譲与税(仮称)の先行実施に係る財源

・平成36年度から課税される森林環境税(仮称)に先行し、森林環境譲与税(仮称)が平成31年度から実施されるが、財源は国の譲与税特別会計からの借入れで対応されることとなっており、他の譲与税の財源等への影響が懸念される。先行実施される森林環境譲与税(仮称)の財源については、地方財政全体に影響がないように確保すること。

## オ 森林環境税(仮称)の導入に伴う適切な財源措置

・森林環境税(仮称)は、市町村が賦課徴収し、都道府県を経由して国へ払い込むと されていることから、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修 費用等については、森林環境税(仮称)の使途に追加する等、国が適切な財源措置 を行うこと。

## (9) 軽油引取税【総務省】

・船舶や鉄軌道用車両、農業用機械等の道路を使わない動力源に使用される軽油は課税が 免除されているが、道路特定財源から一般財源化されていることを踏まえ、事業活動へ の影響に十分配慮したうえで、課税免除対象の更なる限定を行うこと。

## (10) その他(国民健康保険料(税)等に係る還付加算金の起算日の見直し)【総務、駐州閣】

・地方税法改正(平成27年4月施行)により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方自治体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直されたが、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされていることから、地方自治体に帰責事由がない還付について同様に見直すこと。

#### 4 ふるさと納税における適切な制度設計

#### (1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

・返礼品のあり方について、国からその価格の上限を寄附額の3割とする等の運用が示されているが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の 寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、廃止あるいは一般的に受け入れられる水準として寄附額の1割を上限とするなど、さらなる検討を行うこと。 ・総務大臣通知を大きく逸脱した返礼品を送付している地方公共団体に対して、早急に見 直しを行うよう引き続き要請を行うこと。

## (2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し【総務省】

・平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%(現行:75%)控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

## 【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳(平成30年度課税)】

個人	130.1億円	
	うちワンストップ特例制度分控除額	34. 3億円
	うち所得税控除分相当額	6.3億円

## (3)「企業版ふるさと納税制度」の弾力的な運用等【内閣府】

- ・企業版ふるさと納税制度について、企業から寄附の申し出があれば事前登録を要さずに 速やかに税額控除が受けられるよう、地域再生計画の認定手続きの簡素化及び申請時に おける寄附企業の確保要件を廃止すること。
- ・企業版ふるさと納税制度を活用する企業の裾野を広げるため、本社が所在する地方自治 体への寄附を可能とすること。
- 新・着手済みの事業に対する寄附を可能とすること。
- 新・国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分への寄附の充当を可能とすること。
  - ・地方法人課税は、地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有することや、法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、基本的には税額控除は国税で対応すべきものである。現行制度の税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること。